

平成30年1月19日

流山市長 井崎 義治 様

流山市男女共同参画審議会  
会長 北川 慶子



流山市における、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」  
に基づく推進計画の策定について（建議）

## 1 建議書提出の趣旨

私達流山市男女共同参画審議会は、男女共同参画社会の形成に向け、「流山市第3次男女共同参画プラン」の推進に向けて提言をして参りました。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり実施法と位置付けられており、流山市は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を勘案して、推進計画を定める必要があります。

従って、私達流山市男女共同参画審議会は、男女共同参画社会の実現を図るために、女性の活躍を推進する指針及び計画を策定し、実行されるよう建議します。

## 2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画の施策等について

女性の力が潜在化している現状を踏まえ、女性の職業生活における活躍を推進するために、次のような施策を望みます。

- (1) 女性の活躍は事業者にとって有益と認識できるよう、様々な情報提供に努められたい。
- (2) 国・地方公共団体からの認定企業（例 えるぼし認定企業（注1）、くるみん認定企業（注2）、千葉県社員いきいき！元気な会社宣言企業等）を公表し、事業者が女性活躍推進に向けて行動できるよう、支援を図られたい。
- (3) 公共調達における評価項目に「女性従業員の雇用」が設けられていることを当該計画に明記し、今後はポジティブ・アクションについても検討されたい。

(4) 女性がその個性と能力を発揮して、あらゆる分野で活躍できるよう、さらなる支援（例 学習機会の提供、就業支援、保育・介護の拡充等）に努められたい。

(5) 女性だけでなく、男性の生活の質の向上にもつながることから、ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発の推進を図られたい。

### 3 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画の推進体制について

女性の活躍を推進する指針及び計画を実行するための推進体制の整備を図られたい。

注1) 「えるぼし認定企業」とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たした企業。

注2) 「くるみん認定企業」とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業。